平成２４年（フ）第１２０８５号
東京都江戸川区西一之江２―15―13―301、住民票上の住所北海道札幌市豊平区平岸３条６丁目３－８
破産者　園部　　豪
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０８７号
東京都大田区南蒲田３丁目４―22
破産者　中山　正子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１１号
東京都大田区大森南２丁目１―27―302
破産者　浅野　澄代
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１５５号
東京都江戸川区西小岩３丁目５―17
破産者　森本　　進
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１６５号
神奈川県綾瀬市深谷中５丁目12―33
破産者　小野　雅人
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１６号
東京都板橋区前野町１丁目46番６号
破産者　有限会社千葉工機
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３４号
東京都北区赤羽１丁目62番７号
破産者　協栄鉄工株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０３号
埼玉県川口市朝日６丁目５番14号
破産者　有限会社伊藤プランニング
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
千葉県流山市南流山８丁目24番地の１　プリムローズメゾンＥ－１
破産者　和氣　　仁
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７４９８号
東京都港区南青山６丁目７番15号ラ・ヴォーグ南青山501
破産者　株式会社麻布はせ甚
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８４号
東京都港区西麻布２丁目25番１号
破産者　合同会社Ｔ＆Ｉ
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５号
東京都港区西麻布２丁目25番１号
破産者　ＹＳＢ株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６号
東京都港区西麻布２―25―１―304
破産者　伊東　悠太
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６７０号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
破産者　株式会社サム＆カンパニー
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９号
静岡市駿河区宮竹１丁目13番３号杉山ビル102
破産者　有限会社エステックス
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市西幸町字古並171番地
破産者　エー・ティー株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４７１４号
大阪府吹田市朝日町27番17号富士ビル２階201
破産者　株式会社和技研
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１２号
大阪市西区京町堀２丁目14番20号
破産者　財団法人大阪予防医学協会
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２３号
大阪市港区八幡屋３―10―４―226、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市西長洲町３丁目３番10号
破産者　株式会社Ｅ．Ｃ．Ｓ．
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２４号
大阪市中央区内平野町２丁目２番４号コスミックビル201号室
破産者　有限会社ライトプランニング
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１３号
大阪府東大阪市花園本町１丁目１番60号
破産者　株式会社サイバージオン
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１９号
大阪府寝屋川市仁和寺町24番10号
破産者　有限会社長征電設工事
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十二種郵便物認可